

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度第1回津市いじめ調査委員会
2. 開催日時	令和6年12月17日（火） 午後7時から午後7時20分まで
3. 開催場所	津リージョンプラザ 3階第7会議室
4. 出席した者の氏名	（津市いじめ調査委員会委員） 鬼塚俊明、松本裕子、森公子、中須賀友亮、藪岸加寿子、中嶋麻衣（事務局） こども・子育て政策担当理事 鎌田光昭 こども家庭センター長 落合勝利 こども家庭センター調整・こどもの居場所づくり担当主幹 ジョスリン桂 こども家庭センター主査 奥谷祐己
5. 内容	（1）委員長及び副委員長の選任について （2）津市いじめ調査委員会の概要について （3）津市いじめ調査委員会の運営について
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	なし
8. 担当	健康福祉部こども家庭センター こどもの居場所づくり担当 電話番号 059-229-3120 E-mail 229-3284@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 下記のとおり

事務局	本日は「いじめ調査委員会」を開催させていただきましたところ、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 私、津市健康福祉部こども家庭センター長の落合でございます。 委員長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。 本日の事項書、資料1、資料2、資料3-1、3-2、3-3、参考資料でございます。 皆様、ございますでしょうか。 それでは、会議を進めさせていただきますが、本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、議事録は津市のホームページで公開させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。 なお、本日の会議は、委員総数6名のうち、5名の御出席をいただいておりますので、津市いじめ調査委員会条例第6条第2項の規定によりまして本日の会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。 なお、中嶋委員より所要の為、遅刻されるとのご連絡をいただいておりますので併せてご報告させていただきます。 それでは、お手元の「事項書」に沿って、進めさせていただきます。 最初に、津市健康福祉部こども・子育て政策担当理事よりごあいさつ申し上げます。
鎌田こども・子育て政策担当理事	津市健康福祉部こども・子育て政策担当理事の鎌田でございます。 皆様方におかれましては、いじめ調査委員会の委員をお引き受けいただきま すとともに、本日は、御多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。 また、日ごろから、私ども津市の児童福祉施策に、格別の御理解と御協力を

いただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、本市は、「学校や教育委員会、県の児童相談所や法務局、警察などの関係機関が連携する体制を構築するために、「津市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、また、平成26年5月に策定した「津市いじめ防止基本方針」において、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に、いじめ防止対策の推進や、重大事態への対処等を定めました。

一方、各学校においては「学校いじめ対策組織」により、いじめの相談窓口や事案調査、児童生徒への指導などが行われています。

また、教育委員会でも、附属機関として「津市いじめ対策会議」を設置し、学校において、特に重大事態が起こった際の調査を行うほか、いじめ防止策について、ご審議いただいております。

本日開催の「津市いじめ調査委員会」は、これらのいじめ防止対策推進法の規定により設置されたもので、市長が重大事態についての報告を受け、いじめ対策会議の調査結果を再調査する必要があると判断した場合に、市長からの諮問により開かれる会議でございます。

いじめ防止対策は、教育委員会にとどまらず、第三者機関としての市長部局も関わりながら体系的に取り組むこととなっております。委員の皆様方におかれましても、各分野でのそれぞれのご専門のお立場から、ご意見をいただき、いじめ防止対策の取組にお力添えをいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして2の「委員自己紹介」でございます。
資料1の名簿順にお名前、役職などをお願いいたします。

森委員

人権擁護委員の森と申します。よろしくお願いいたします。

藪岸委員

三重県臨床心理士会の方から今回依頼を受けまして参りました公認心理師、臨床心理士の藪岸と申します。よろしくお願いいたします。

松本委員

三重大学教職大学院の方から来ました。私は2年前まで公立校の校長をしていまして、そしてその流れで今三重大学に特任ということで居させていただいてます、松本裕子と言います。どうぞよろしくお願い致します。

中須賀委員

三重弁護士会に所属しております弁護士の中須賀です。よろしくお願い致します。

鬼塚委員

榊原病院の院長の鬼塚と申します。精神科医です。よろしくお願い致します。

事務局

皆様、どうもありがとうございました。続きまして、3の事務局職員の紹介でございます。

当委員会を担当する事務局職員でございます。

【事務局職員 自己紹介】

続きまして、4の「議事」の方に入らせていただきます。

「(1) 委員長及び副委員長の選任について」でございます。

委員長、副委員長につきましては、津市いじめ調査委員会条例第5条第1項の規定により委員の互選により定めとなっております。選任についてはいかがいたしましょうか。

	意見なし それでは、ご意見が無いようですので、事務局といたしまして、委員長に鬼塚俊明委員を、副委員長に松本裕子委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。 異議なし ありがとうございます。ご異議なしということでしたので、それでは、鬼塚俊明委員の委員長ご就任を、松本裕子委員の副委員長ご就任を決定したいと思います。 恐れ入りますが、委員長、副委員長のお席へご移動をお願いできますでしょうか。 (席の移動) それでは委員長と副委員長より一言、御挨拶をお願いいたします。
鬼塚委員長(以下「委員長」)	すみません。先ほど申し上げたように、私、精神科医の鬼塚と申します。三重県に来て1年ちょっとなんですが、前任地は福岡県なのですが、そこでの経験も活かしながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。
松本副委員長	それでは失礼します。先ほども言わせていただきましたが、学校現場でおりまして、その時から教育委員会の皆さんや、こども家庭課の皆さんにお助けいただきながら、いじめ、それから生徒指導等お世話になってきたわけですが、その頃から子ども達のいじめアンケート等も取りながら子ども達がいじめ等を受けていないかということとをずっと関わらせていただいた訳ですけども昨今、文科省の調査なんか見ますと件数が増えていてこれはゆゆしき問題じゃないかと思われる場合もあると思いますが、現場としては少しでも困っている子どもがいたらそれをしっかり把握していこうということで、一概に件数が多いということが、どうかということではないと思ってます。それより見えなくなってしまう、いじめということと言えなくなってしまう、そういうところが、あってはいけないかなと思っていますので、各方面の皆さまと一緒に、津市の子ども達のために尽力できたらなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。 それでは津市いじめ調査委員会条例第6条第1項の規定により鬼塚委員長に議長をお願いします。委員長よろしくお願いします。
委員長	はい、それではただいまより議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは事項書の4の「議事」のうち、「(2) いじめ調査委員会の概要について」でございますが、お手元の資料2について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それではお手元にお配りしました資料2「津市いじめ調査委員会条例」に基づきましてご説明申し上げます。お手元の参考資料「いじめ防止対策推進法」と一緒にご覧ください。

津市いじめ調査委員会は津市が定めた「津市いじめ防止基本方針」に基いて、いじめの防止等の対策に係る体系の一つとして重大事態が発生したときに、ここでの重大事態というのは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合、といじめ防止対策推進法第28条で規定しているのですが、この重大事態を学校が教育委員会を通じて市長に報告することになっていまして、報告を受けた市長が、この重大事態に対処したり、これと同じような事態が発生するのを防ぐため必要と認めるときに、学校や教育委員会が行った調査結果について再調査を行うため、いじめ防止対策推進法第30条第2項の附属機関として設置されました。

「所掌事務」といたしましては、先ほどご説明しました再調査でして、委員会は市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査、重大事態発生時のいじめ対策会議の調査ですが、この結果について調査します。

「組織」としまして、委員会は委員10人以内で組織します。また、委員は、関係機関の職員、学識経験者である方などのうちから市長が委嘱し、又は、任命するとしております。

「委員の任期、委員長及び副委員長等」としまして、委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任の方の残任期間とします。

また、委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めます。委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となっていただきます。

「委員の聴取等」としまして、委員会はあると認めるときは、関係者の出席を求め、意見・説明を聞き、資料の提出を求めることができます。

「庶務」としまして、委員会の庶務は健康福祉部こども家庭センターが担当いたします。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それではただ今のご説明に対して皆様からご質問等、あるいはご意見がありましたらどうぞよろしく願います。

(なし)

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして事項書4の「(3) いじめ調査委員会の運営について」でございますが、お手元の資料3-1、3-2、3-3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

まず、はじめに、資料3-1をご覧ください。

「津市いじめ調査委員会運営要領」でございます。

「第1 趣旨」としましては、「当委員会の運営に関し、必要な事項を定めるもの」としております。

「第2 会議の招集」としまして、会議の招集は少なくとも1週間前までに文書により委員に通知するとしております。

「第3 会議の公開」としまして、当委員会は津市情報公開条例第23条の規定により原則公開となるものの、公開しない場合のルールを定めております。

(1) については、いわゆる、不開示情報が含まれる場合

(2) については、議事運営に著しい支障が生ずる場合

でございます。

「第4 委員の聴取等」としまして、条例第7条に規定する関係者等の出席については、当委員会でお決めいただくこと等を定めております。

「第5 会議録」としまして、当委員会の会議録に掲げる事項を(1)から(5)までとすること。第3で非公開としたもの以外は原則、公開すること等を定めております。

「第6 委任」としましては、この要領に定めるもののほか、必要な事項は当委員会でお決めいただくこととしております。

続きまして、資料3-2をご覧ください。

「津市いじめ調査委員会傍聴要領」でございます。

「1 傍聴する場合の手続き」としまして、先着順での受付等について定めています。

「2 会場の秩序維持」につきまして、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと、次の「3 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」に違反し、注意に従わない場合には退場していただく場合があることを定めています。

「3 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」としましては、傍聴者が守るべき事項を定めています。

「4 会議の非公開」としましては、あらかじめ非公開を決定した会議は、傍聴できないこと、会議の途中で非公開の決定があったときは、傍聴者は速やかに退出していただくことを定めております。

続きまして、資料3-3をご覧ください。

運営要領にあります、会議の公開について、ご審議をいただきたいことがございます。

いじめ調査委員会の任務は重大事態が発生した場合に、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく「いじめ対策会議」による調査結果について再調査を行うことです。

調査結果につきましては、特定の児童・生徒の個人情報が含まれており、これらの情報は津市情報公開条例第7条第1項第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの」に該当する「不開示情報」に当たります。

次回以降、重大事態が発生し、会議が開催された場合、「不開示情報」が含まれる事項について審議することとなりますし、会議を公開することにより、その公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるとも認められますので、津市情報公開条例第23条ただし書きの規定に基づき非公開とすることが適当であると考えます。

つきましては、同じく、津市情報公開条例第23条ただし書きの規定により会議の非公開は当該会議において決定することとなっておりますので、次回以降の現委員の任期中の会議を全て、原則として非公開としたいと考え、この場で決定いただきたく、合わせてご審議のほどお願い申し上げます。

委員長

どうもありがとうございました。それではただいまの事務局からのいじめ調査委員会の運営についての説明及び、今回個人を特定、識別されるということで、原則非公開にするというご提案だったんですけれども、ご意見、あるいはご質問等ありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

(なし)

特にないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そうしましたら非公開ということで進めていただければと思います。

それでは次回以降の当委員会の開催につきまして、任期中の会議のすべてを原則非公開として実施することといたします。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは最後に事項書の「5 その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 現時点で、津市の各学校等では、幸い、重大事態が生じておりませんので、次回の当委員会開催につきましては現在のところ予定しておりません。
不幸な「いじめ」問題を芽の段階で摘み取るという津市の取組からしますと、今後当委員会の開催はないことが望まれるわけですが、万が一、お願いすることとなりました場合は、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
なお、この後研修会として、津市立小中学校におけるいじめの状況につきまして、教育委員会事務局からご説明する場を設けております。引き続き、ご参加いただきたいと存じます。
私どもからは、以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。
皆さん、特にご意見などなかったでしょうか。

(なし)

それでは、これにて「いじめ調査委員会」を閉会して進行を事務局にお返しします。どうぞよろしくお願いいたします。